

食費・居住費の負担限度額について（令和８年８月施行）

介護保険施設等における居住費又は滞在費に対して支給される特定入所者介護（予防）サービス費について、支給額の見直しが行われる。基準費用額（食費）を１００円／日引き上げる。また、負担限度額（食費）について、利用者負担第３段階①の利用者は３０円／日、第３段階②の利用者は６０円／日引き上げられる。詳細は下表のとおり。

			基準費用額 （日額（月額））	負担限度額（日額（月額））※短期入所生活介護等（日額）【】はショートステイの場合			
			第1段階	第2段階	第3段階①	第3段階②	
食費			1,545円（4.7万円）	300円（0.9万円） 【300円】	390円（1.2万円） 【600円（1.8万円）】	680円（2.1万円） 【1,030円（3.1万円）】	1,420円（4.3万円） 【1,360円（4.1万円）】
居住費	多床室	特養等	915円（2.8万円）	0円（0万円）	430円（1.3万円）	430円（1.3万円）	530円（1.6万円）
		老健・医療院 （室料を徴収する場合）	697円（2.1万円）	0円（0万円）	430円（1.3万円）	430円（1.3万円）	530円（1.6万円）
		老健・医療院等 （室料を徴収しない場合）	437円（1.3万円）	0円（0万円）	430円（1.3万円）	430円（1.3万円）	430円（1.3万円）
	従来型 個室	特養等	1,231円（3.7万円）	380円（1.2万円）	480円（1.5万円）	880円（2.7万円）	980円（3.0万円）
		老健・医療院等	1,728円（5.3万円）	550円（1.7万円）	550円（1.7万円）	1,370円（4.2万円）	1,470円（4.5万円）
	ユニット型個室の多床室		1,728円（5.3万円）	550円（1.7万円）	550円（1.7万円）	1,370円（4.2万円）	1,470円（4.5万円）
	ユニット型個室		2,066円（6.3万円）	880円（2.6万円）	880円（2.6万円）	1,370円（4.2万円）	1,470円（4.5万円）

介護保険料等における基準額の調整（令和８年８月施行）

高額介護（予防）サービス費、補足給付における年金収入等８０．９万円の基準について、年金収入等８２６，５００円を基準にする。

対象サービス：高額介護サービス費、補足給付（負担限度額認定等）